

北海道科学大学共同研究取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）と学外機関との共同研究の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「共同研究」とは、本学の教員が学外機関の研究者と共通の課題について共同又は分担して行う研究であり、本学の学術研究上有意義で、かつ、共同研究に従事する教員の学生指導及び校務の遂行に支障を及ぼさないことに配慮して実施するものとする。

2 共同研究の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員が、学外機関との共同研究を提案する場合
- (2) 学外機関から参加要請された場合
- (3) 学外機関提案の計画に参加を希望する場合

(共同研究の申請)

第3条 共同研究を実施しようとする者（以下「申請者」という）は、次の各号に掲げる書類を研究推進・地域連携センター長（以下「センター長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 共同研究申請書
- (2) 共同研究実施計画書
- (3) 共同研究契約書案

(共同研究の審議)

第4条 センター長は、前条の申請を受けた場合、所属する学部長及び学科長・部門長又は全学共通教育部長もしくは研究所長の意見を徴し、研究推進・地域連携センター会議において審議のうえ可否を決定する。

2 センター長は、前項の審議結果を学長に報告し、承認を得る。

3 学長は、予算措置を必要とするものについては大学経営企画室長の意見を徴し、契約の可否を決定し、理事長の承認を得るものとする。

(研究可否通知)

第5条 センター長は、研究の可否を申請者、学外機関に所属する共同研究者（以下「共同研究者」という。）に通知する。

(経費負担)

第6条 本学が共同研究に必要な経費（以下「共同研究費」という。）を受け入れて研究を行う場合の経費の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 共同研究費とは、当該研究の遂行に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当

該研究の実施に伴う諸手続き等に必要となる経費（以下「間接経費」という。）とする。

(2) 間接経費は、原則として、直接経費の10%とする。ただし、光熱水費を著しく使用する研究については、所要の加算をすることができる。

(3) 共同研究費は、原則として返還しない。

(共同研究契約)

第7条 センター長は、当該研究が承認された場合、共同研究者の所属機関との間で共同研究契約（以下「契約」という。）を締結する。この場合、本学の契約当事者は学長とする。

2 前項の契約には、次の事項を含むものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究に参加する研究者名
- (4) 研究期間
- (5) 研究場所
- (6) 研究に要する経費の負担
- (7) 研究の中止に関する事項
- (8) 研究成果の公表及び知的財産権に関する事項
- (9) その他研究を実施する上で必要と認めた事項

(実施組織)

第8条 共同研究の実施組織には、研究実施全般に関して責任を持つ者として組織の総括者（以下「研究総括者」という。）を置くものとする。

2 本学において研究の実施並びに施設設備の利用に関しての運用及び安全管理に責任を持つものとして、本学における実施組織の代表者（以下「研究担当責任者」という。）を置くものとする。

(共同研究費の経理)

第9条 共同研究費は、原則として本学の会計年度で処理することとする。ただし、契約期間満了日が本学の会計年度の途中の場合は、その属する会計年度で処理することとする。なお、当該研究費の執行開始は入金後とする。

(研究計画の変更又は研究の中止)

第10条 研究担当責任者はやむを得ない理由により、当初の共同研究実施計画に変更が生じるときは、研究総括者及び共同研究者と協議の上、共同研究計画変更願に共同研究実施計画書の写しを添付し、直ちにセンター長に提出しなければならない。

2 研究担当責任者は天災等特殊な理由により、共同研究を中止しなければならない事態が生じたときは、研究総括者及び共同研究者と協議の上、中止の理由を明記した共同研究計画変更願に共同研究実施計画書の写しを添付し、直ちにセンター長に提出しなければならない。

3 センター長は、第1項及び第2項の申請により、やむを得ないと認めたときは、学長の承認を得て、その研究計画の変更又は契約を解除することができる。

(研究結果の報告)

第11条 研究担当責任者は、研究期間満了後、契約書に定める期限までに研究総括者及び共同研究者とともに共同研究結果報告書を作成し、センター長を経て学長に提出する。なお、当該研究の詳細をまとめた資料がある場合は共同研究結果報告書に添付する。

(共同研究費精算の報告)

第12条 研究担当責任者は、研究期間満了後、速やかに研究費の収支及び使途理由を明確に記載した研究費精算報告書を作成し、証憑書類を添付のうえ、センター長を経て学長に提出する。

(研究結果の公表及び知的財産権の取得)

第13条 当該研究成果の公表及び知的財産権の取得に関しては、予め契約書に定めるところによる。

(物品等の帰属)

第14条 直接経費で購入又は寄贈により取得した物品等は、原則として本学に帰属する。

(共同研究に係る事務処理)

第15条 共同研究に係る事務処理は、研究推進課が行うものとする。

- 2 研究推進課は、センター長の指示を受け、共同研究の受け入れ経緯を記録、保管するとともに、研究総括者、その他の関係者（機関）と連携を密にし、直接経費の執行に係る事務処理に当たる。
- 3 研究推進課は、直接経費で購入した備品等の本学帰属について、必要な事務処理を行う。

(準用規程)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学が取り扱う共同研究費の使用手続等については、本学委託研究費事務取扱要領を準用する。

(事務処理の監査)

第17条 研究推進課は、定期的に直接経費の処理状況について事務監査を行い、事務局長を経てセンター長及び学長に報告する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年5月2日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。